

# 「じげもんがんばらんば事業」実施要領

## 1 目的

長崎県地域づくりネットワーク協議会（以下「協議会」という。）会員の資質向上に繋がる自主的・主体的な地域づくり活動への経費を助成する。

## 2 助成対象団体

協議会規約第3条の規定に定める第1号会員（以下「会員」という。）のうち入会から半年以上を経過し、年会費を納入している会員とする。

## 3 助成対象事業

(1) 助成対象事業は、当該年度に実施する事業とする。

(2) 助成対象事業は1会員あたり、1事業とし、地域貢献を目的とした地域活動全般とする。ただし、「当該事業活動に先進性、独創性、発展性、継続性等が認められ、効果が見込まれる」ことを必要とする。

(3) 前年度当該事業の助成を受けている会員は助成対象外とする。

### 【対象事業例】

- 地域住民と協働した研修会、里山保全活動、地域食材を使用した食品開発、地域資源を利用した商品開発。

## 4 申請手続き

(1) 助成申請の受付は、当該年度の4月1日から12月31日までとする。ただし、助成金の累計額が地域づくり活動支援事業の予算額に達した場合は受付を終了するものとする。

(2) 助成を受けようとする会員（以下「申請者」という。）は、原則として事業実施の2箇月前までに協議会あて、次の書類を提出する。

- ①助成申請書（地域づくり活動支援事業「じげもんがんばらんば事業」）  
（様式第4号（第3条関係））
- ②事業計画書（様式第2号（第3条関係））
- ③事業収支計画書（第3号（第3条関係））
- ④その他、事業実施に係る資料

## 5 助成額及び助成率

1会員につき総事業費の10/10以内とし、15万円を上限とする。なお、助成総額は当該年度の予算の範囲内とする。

## 6 事業の審査及び助成決定

(1) 協議会内に「じげもんがんばらんば事業決定審査会」を置き、同審査会で、申請された事業の審査を行い、この結果に基づき協議会規約第5条第2項の規定に定める会長（以下「会長」という。）が助成の可否を決定する。

審査会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- ①協議会規約第10条の規定に定めるふるさとづくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）のうち総括コーディネーター2人及び当該申請団体が属するブロックコーディネーター1人。  
（ただし、対馬及び壱岐ブロックのコーディネーターが申請する場合は、隣接するブロックのコーディネーターを審査委員とする。）

- ②長崎県企画振興部地域づくり推進課参事

- ③協議会事務局担当課長

(2) 会長は、助成の決定結果を申請者あてに通知する。

## 7 事業完了報告

助成対象の事業が完了後、1箇月以内に次の資料を事務局に提出する。

- (1) 完了報告書兼助成金交付請求書（地域づくり活動支援事業「じげもんがんばらんば事業」）（様式第8号（第5条関係））
- (2) 事業実施報告書（様式第6号（第5条関係））
- (2) 事業収支決算書（様式第7号（第5条関係））
- (3) 助成対象経費に関する領収書の写し
- (4) その他事業実施に係る資料

## 8 助成金の送金

協議会は、事業完了報告を受理した後、指定の口座に助成金を送金する。

## 9 参考

### (1) 助成対象経費について

- ・講師謝金（上限5万円）
- ・講師交通費（合理的経路によるものに限る）
- ・講師宿泊費（1人あたり1日上限8,000円）
- ・印刷費（ちらし作成費等）
- ・消耗品費及びその他事業の実施に必要な備品  
※地域食材購入費の上限額は助成総額の1/5以内
- ・会場使用料（研修会場使用料、収録機材賃借料等）
- ・通信費（切手代等）
- ・その他特に必要とされる経費  
（具体的な疑義がございましたら事務局へご相談ください。）

### (2) 助成対象外経費について

- ・上記(1)以外の経費
- ・会員の従前からの経常的活動経費
- ・視察経費（交通費及び宿泊費）